平成２３年（フ）第５０号
鹿児島県伊佐市大口牛尾90番地２
債務者　寺田　　恵
１　決定年月日時　平成23年５月９日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
　　鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２３年（フ）第１５０号
宮崎市佐土原町下田島11566番地２　サンシティＡ102号
債務者　兒玉　郁巳
１　決定年月日時　平成23年５月９日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月10日まで
　　宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１５１号
宮崎市佐土原町下田島11566番地２　サンシティＡ102号
債務者　兒玉　陽子（旧姓小谷）
１　決定年月日時　平成23年５月９日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月10日まで
　　宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１６８号
盛岡市月が丘３丁目14番２―104号
債務者　大窪菜穂子
１　決定年月日時　平成23年５月９日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
　　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第１８０号
盛岡市中央通１丁目６番30―404号
債務者　駒野　美穂
１　決定年月日時　平成23年５月９日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
　　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第１２３号
秋田市大平台１丁目14番４
債務者　石井由合子
１　決定年月日時　平成23年５月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
　　秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１４５号
秋田市将軍野東１丁目２番28号
債務者　大沼　幸恵
１　決定年月日時　平成23年５月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
　　秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第５６号
福島県二本松市松岡96番地
債務者　平田佳代子
１　決定年月日時　平成23年５月９日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
　　福島地方裁判所

平成２３年（フ）第９３号
長野県松本市南松本１丁目７番12号
債務者　久保田珠代
１　決定年月日時　平成23年５月９日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
　　長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第６５１号
名古屋市中川区押元町１丁目33番地
債務者　藤田　隆史
１　決定年月日時　平成23年５月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
　　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第７０号
山口県下関市新垢田西町３丁目１番Ｉ―506号　県営住宅
債務者　宮城　優司
１　決定年月日時　平成23年５月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
　　山口地方裁判所下関支部破産係

平成２３年（フ）第１９５号
高知県南国市東山町１丁目13番８号
債務者　山﨑美惠子
１　決定年月日時　平成23年５月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
　　高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第２０１号
高知市神田385番地３　コーポラス町田２号
債務者　村上　優子
１　決定年月日時　平成23年５月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
　　高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第２４号
佐賀県東松浦郡玄海町大字長倉760番地１
債務者　加藤　　清
１　決定年月日時　平成23年５月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
　　佐賀地方裁判所唐津支部

平成２３年（フ）第２８号
佐賀県唐津市神田2259番地６
債務者　大塚　満子
１　決定年月日時　平成23年５月９日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
　　佐賀地方裁判所唐津支部

平成２３年（フ）第１３７号
宮崎市大字恒久1223番地１　ディアス恒久Ａ棟101号
債務者　三輪　秀雄
１　決定年月日時　平成23年５月９日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
　　宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第６２号
奈良県桜井市大字西之宮214番地の14
債務者　和田　勇二
１　決定年月日時　平成23年５月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
　　奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第１９号
奈良県五條市二見７丁目１番33号
債務者　米田　亜矢
１　決定年月日時　平成23年５月９日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
　　奈良地方裁判所五條支部